



平成 23 年 12 月 16 日

各 位

会社名 株式会社ホリプロ
代表者名 代表取締役社長 堀義貴
(コード番号 9667 東証第一部)
問合せ先 専務取締役 安永 和男
(TEL. 03-3490-4601)

ＭＢＯの実施及び応募の推奨に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 12 月 16 日開催の取締役会において、以下のとおり、マネジメント・バイアウト（ＭＢＯ）（注）の一環として行われる有限会社青春社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について賛同の意見を表明すること及び当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社の上記取締役会決議は、公開買付者による本公開買付け及びその後の一連の手続により当社普通株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

（注）マネジメント・バイアウト（ＭＢＯ）とは、一般に、買収対象会社の経営陣が買収資金の全部又は一部を出資して、事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	有限会社青春社
(2) 所 在 地	東京都品川区上大崎二丁目 4 番 23 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 堀 威夫
(4) 事 業 内 容	当社普通株式を取得及び保有すること等
(5) 資 本 金	10,000,000 円
(6) 設 立 年 月 日	平成元年 3 月 23 日
(7) 大株主及び持株比率	堀 威夫 81.51% 堀 百合子 18.19% 堀 一貴 0.15% 堀 義貴 0.15%
(8) 上場会社と公開買付者の関係	
資 本 関 係	公開買付者は、当社の普通株式 6,425,148 株（当社の平成 23 年 11 月 14 日提出の第 61 期第 2 四半期報告書に記載された平成 23 年 9 月 30 日現在の当社の発行済株式総数（14,182,800 株）に対する所有株式の割合 45.30%（小数点以下第三位を四捨五入）を直接保有している主要

	株主であり、筆頭株主です。
人 的 関 係	当社の代表取締役社長である堀義貴氏が公開買付者の取締役を兼任しております。
取 引 関 係	当社と公開買付者との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	公開買付者は当社の主要株主である筆頭株主であり、当社の関連当事者に該当します。

2. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、本日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、以下「(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」記載の方法により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、当社の発行済普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）を取得及び保有することを主たる業務とした会社（注）であり、当社の筆頭株主（所有株式数：6,425,148株。当社の平成23年11月14日提出の第61期第2四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の当社の発行済株式総数（14,182,800株）から、当社が平成23年10月28日に公表した平成24年3月期第2四半期決算短信に記載された平成23年9月30日現在の当社の自己株式数（5,804株）を除いた数（14,176,996株）に対する割合（以下「所有割合」といいます。）45.32%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、別途の記載がある場合を除き、比率の計算において同様に計算してあります。))です。

公開買付者の発行済株式は、当社の創業者であり、かつ公開買付者の代表取締役である堀威夫氏（所有株式数：11,829株。公開買付者の発行済株式総数（14,513株）に対する割合81.51%）、堀威夫氏の配偶者であり、かつ公開買付者の取締役である堀百合子氏（所有株式数：2,640株。公開買付者の発行済株式総数に対する割合18.19%）、両氏の長男であり、公開買付者の取締役である堀一貴氏（所有株式数：22株。公開買付者の発行済株式総数に対する割合0.15%）、及び両氏の次男であり、公開買付者の取締役かつ当社の代表取締役である堀義貴氏（所有株式数：22株。公開買付者の発行済株式総数に対する割合0.15%）がその全てを保有しています。

なお、公開買付者と当社の間には、上記資本関係及び役員の兼任関係を除いて、取引上の関係等はありません。

（注）公開買付者は有限会社法（昭和13年法律第74号。その後の改正を含みます。）上の

有限会社として設立されましたが、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号。その後の改正を含みます。）第 2 条第 1 項により、平成 18 年 5 月 1 日以降は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）上の株式会社として存続しています。

今般、公開買付者は、応募対象外株式（以下に定義されます。）及び当社が所有する自己株式を除く、当社普通株式の全てを取得することにより、当社普通株式を非公開化させ、当社の株主を公開買付者のみ又は公開買付者及び非応募残存株主（以下に定義されます。）のみとするための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することといたしました。なお、本取引は、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により行われるものであり、公開買付者は当社の取締役会の賛同のもと、友好的に当社普通株式を取得するために、法令に基づき本公開買付けを行います。また、当社の創業者であり、かつ公開買付者の代表取締役である堀威夫氏（所有株式数：424,402 株。所有割合 2.99%）、当社の代表取締役であり、かつ公開買付者の取締役である堀義貴氏（所有株式数：57,042 株。所有割合 0.40%）、及び公開買付者の取締役である堀百合子氏（所有株式数 34,784 株。所有割合 0.25%）は、それぞれが所有する当社普通株式の全て（合計 516,228 株。所有割合 3.64%）について、本公開買付けに応募しない旨公開買付者と合意しております（以下、堀威夫氏、堀義貴氏及び堀百合子氏を併せて「非応募株主」といい、堀威夫氏及び堀義貴氏を併せて「非応募残存株主」といい、非応募株主が応募しない旨公開買付者と合意している株式（516,228 株。所有割合 3.64%）を「応募対象外株式」といいます。）。なお、後記（5）「いわゆる二段階買収に関する事項」のとおり、本公開買付け後に予定されている本全部取得手続（以下に定義されます。）により、非応募残存株主である堀威夫氏及び堀義貴氏は、両氏とも又は堀威夫氏のみが本取引後も当社の株主として残る可能性はありますが、堀百合子氏は本全部取得手続により当社の株主でなくなる予定です。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、当社普通株式の全て（ただし、公開買付者が所有する当社普通株式、当社の自己株式及び応募対象外株式を除きます。）を取得することを目的としており、買付予定数の上限は設けておりません。他方、本公開買付けにおいては、当社の第 61 期第 2 四半期報告書（平成 23 年 11 月 14 日付提出）に記載された平成 23 年 9 月 30 日現在の当社の発行済株式総数（14,182,800 株）から、①当社が平成 23 年 10 月 28 日に公表した第 2 四半期決算短信に記載された平成 23 年 9 月 30 日現在の当社の自己株式数（5,804 株）、②応募対象外株式数（516,228 株）及び③平成 23 年 12 月 16 日現在公開買付者が所有する当社普通株式の数（6,425,148 株）を控除した株式数（7,235,620 株）の過半数（3,617,811 株。所有割合 25.52%。これは、公開買付者の非利害関係者が所有する当社普通株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する当社普通株式の数に当たります。）を買付予定数の下限として設定することにより、非応募株主を除く当社の少数株主の皆様のことを重視して、公開買付者が所有する当社普通株式、当社の自己株式及び応募対象外株式以外の当社普通株式の過半数を超える応募がない場合には、本公開買付けを行わないこととしております。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けに係る決済等に要する資金に使用するため、株式会社三井住友銀行から総額 84 億 50 百万円を上限とした借入れ（以下「本買収ローン」といいます。）を行うことを予定しております。本買収ローンに係る融資条件の詳細については別途協議のうえ、本買収ローンに係る融資契約において定めることとされております。

公開買付者は、本公開買付けが成立し、本公開買付けによって当社普通株式の全て（ただし、公開買付者が所有する当社普通株式、当社の自己株式及び応募対象外株式を除きます。）を取得できなかった場合、当社の株主を公開買付者のみ又は公開買付者及び非応募残存株主のみとする手続（以下「本全部取得手続」といいます。）により当社の議決権の全てを公開買付者のみ又は公開買付者及び非応募残存株主のみが取得することを予定しております（これらの手続の詳細については下記「(5) いわゆる二段階買収に関する事項」をご参照下さい。）。

なお、当社普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、上記のとおり、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設けていないため、本公開買付けの結果次第では、当社の普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの結果、当該基準に該当しない場合でも、当社普通株式は、その後予定される本全部取得手続によって上場廃止になります。

② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、昭和38年1月に設立され、爾来、大衆とともに泣き、笑い、大衆とともに歩む「文化をプロモートする人間産業」を企業理念として、幅広いエンターテインメントの領域を通じて、ナンバーワン・オンリーワンのコンテンツを社会に提供していくとの意思のもと事業を展開してまいりました。主軸であるタレント発掘・育成を強みとするマネージメント事業における豊富な経験と実績に加え、テレビ番組やテレビコマーシャル等を製作する映像事業、ミュージカルなどの演劇をプロデュースする公演事業など、エンターテインメントの領域において様々な事業を複合的に展開してまいりました。そして、当社普通株式は、平成元年2月、日本の芸能プロダクション業界で初となる日本証券業協会への株式公開（店頭登録）を果たし、その後、平成9年には東京証券取引所市場第二部、平成14年には東京証券取引所市場第一部に上場し、当社は、総合エンターテインメント企業として一定の礎を築くに至っております。現在も、当社は、次世代のスターの発掘・育成を図り、根幹であるタレントマネージメント事業を主軸に、そこから派生するさまざまなビジネスを拡大させ、映像、肖像、音楽などに関わる多くの権利を保有する「コンテンツホルダー」として、人々の心に夢や感動を提供しております。

一方、昨今の国内経済の成熟化や人口減少、欧米を中心とした海外経済の減速懸念による円高進行等のマクロ的要因を背景に、当社を取り巻く業界環境に関しても、企業の広告宣伝費の削減等により、厳しい経営環境が続いております。また、近年、放送と通信の融合が急速に加速していくなか、インターネットのユーザー人口の増加及びテレビ視聴率の減少、オンデマンドサービスの拡大など、消費者がコンテンツに接する形態・メディアの多様化が劇的に進行しており、とりわけ主力のタレントマネージメント関連事業において、潜在的な収益機会の逸失とグローバル規模での競争激化に晒される傾向が強くなってきております。このように経営環境が一層厳しさを増している中、平成23年3月期には、連結売上高209億69百万円、連結経常利益23億38百万円を計上いたしました。平成24年3月期の経営成績（業績予想値）は、連結売上高194億69百万円、連結経常利益15億32百万円と減収・減益見通しになっております。

これまで当社においても厳しい経営環境を認識しており、従来からのテレビコマーシャル、映画、音楽、公演、出版等の幅広い各種メディアにおいてタレントマネージメント事業の拡大強化に加え、コンテンツホルダーとして、権利ビジネスを通じた収益機会の拡大にも取り組む等の対応を行ってまいりました。

しかしながら、公開買付者は、当社のコア事業領域における事業環境は、今後、大きく変容していくものと考え、長期的な企業価値の向上のためには、従来のビジネスモデルに留まらず、パラダイムの転換による新たな競争力を備えるための改革と事業の選択と集中の実行が避けて通れない経営課題となるものと考えております。具体的には、今後数年間のうちに以下の施策が必要と考えております。

(i) 新規事業の創設等

既存事業のマーケット状況や経営環境が厳しい中、収益拡大のため、新規事業の創設を検討する。

- ① 当社グループにおいて、企画・制作・販売まで一貫して行える組織体制を構築する。
- ② WEB等の一層の活用等、消費者に直接販売する機会等を検討する。
- ③ 中長期的視点からマーケット動向を把握し、アニメ等、新たな分野に対する人的資本的投融资を積極的に行う。
- ④ 世界に通用するコンテンツを創造・確保し、コンテンツホルダーとしての地位確立を追求する。

(ii) 新市場への進出

国内総生産や人口の減少から、国内市場での収益機会の確保には限界があると考えられることから、海外市場、特にアジア圏への進出を検討する。

- ① アジア各国（特に香港、中国、韓国、シンガポール）につきマーケット調査を行い、進出の可能性を検討する。
- ② アジア圏への足がかりとなる拠点の設置を検討する。
- ③ 必要な人的資本的投融资を積極的に行うことも前提に検討を行う。

(iii) 基幹事業の見直し

タレントのマネージメント事業を主要事業としてきている中、テレビ局等における広告収入の減少やCDの販売額に代表される音楽マーケットの縮小等に対応するため、既存の基幹事業につき、収益機会の拡大と収益性の維持向上を目的に、聖域を設けず中長期的観点から検討を行う。そのために一時的に収益が低下する可能性もあるが、将来の収益確保のために、それも覚悟の上で検討を行う。

- ① 市場が限定的な中、タレントのマネージメント業務や営業方法につき、既存の方法に囚われず、より効率的な運営を目指し検討を行う。
- ② 出演事業、映像事業（ドラマ・テレビコマーシャル制作）、音楽事業、公演事業（演劇）等とのグループ内連携をこれまで以上に深め、収益機会の拡大と収益性の向上を図るべく検討を行う。

(iv) 不採算事業の見直し

業界環境が厳しい中、中期的に当社グループ収益の向上を念頭に、不採算の事業や当社のグループ会社等につき見直す。

- ① 社内の不採算事業につき、そのてこ入れ策を検討するとともに、回復見込みのない事業については、一時的な損失も覚悟の上廃止を検討する。
- ② 当社のグループ会社についても同様に検討を行う。
- ③ 既存投資先についても同様に検討を行う。

さらに、公開買付者は、現在の状況に鑑みれば、株式上場の最大のメリットである市場を通じた資金調達の実現性が当社には無く、すでに幅広い知名度、ブランド、信用力等を有している当社にとって、上場を維持するメリットは必ずしも大きくない状況にあると考えております。他方、近年、資本市場に対する規制が急速に強化されていることに伴い、上場を維持するために必要なコスト（会計基準の厳格化、J-SOX（金融商品取引法上の内部統制）の導入、IFRS（国際財務報告基準）準拠による開示項目の変更、有価証券報告書等の継続開示にかかる費用等）の増加が見込まれるため、費用対効果の観点より、上場を維持することが当社にとって必要以上に経営負担となる可能性があると考えております。

以上のとおり、公開買付者は、当社の次の20年を見据えれば、中長期的な企業価値の向上のためのパラダイムシフトが必要不可欠であると認識しております。主要な取引先であるテレビ局、代理店においてもコンテンツ業界のパラダイムシフトに合わせ、テレビ放送とインターネットやモバイルコンテンツとの連携等による収益機会の極大化を目指しており、当社においてもこのような変化に迅速に対応し、ナンバーワン・オンリーワンのコンテンツを社会に提供し続けていくことが求められております。そのために、上記(i)乃至(iv)の施策を実行する際、短期的にはコストの増加等により当社の収益が悪化し、結果として証券市場から評価が得られず、一般の株主の皆様に対して大きなマイナスの影響を及ぼす事態に陥る可能性が相当程度見込まれる一方、当社が上場会社として足許の収益の獲得にとらわれることとなれば、かえって中長期的な競争力の維持・拡大を実現困難とする可能性があると考えております。

このような状況を踏まえ、公開買付者は、当社普通株式を非公開化することによって、一般の株主の皆様を経営戦略の抜本的見直しにより生じ得る多大なリスクに晒すことを回避しつつ、投下資本の回収機会を提供することが可能となり、また、上場維持に伴う様々なコストを削減しつつ、当社の資本を公開買付者中心に再構成し、迅速かつ果敢な経営判断を行うことで、短期的な経営成績の変動に左右されることなく長期安定的な企業価値の維持・向上の機会が得られることから、平成23年9月頃に、当社にマネジメント・バイアウト（MBO）を行い、当社普通株式を非公開化することこそが、当社及び株主の皆様にとって最良の方策であるとの結論に至りました。

これを受けて、公開買付者は、本取引の実現可能性について検討を開始し、平成23年10月頃よりMBOの実現可能性の精査のための買収監査（デュー・ディリジェンス）を実施し、公開買付者及び当社から独立したフィナンシャル・アドバイザーとして野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を選定した上で、当社普通株式の株式価値算定を依頼し、同年11月4日にMBOに関する「提案書」を当社に対して提出をいたしました。その後、同年11月24日には本公開買付けの条件を含む本取引の概要を記載した「意向表明書」を当社に提出の上、本公開買付けの条件の詳細について当社と協議してまいりました。具体的には、公開買付者は、平成23年11月24日に、野村証券による当社の過去の市場株価及び売買高の動向に関する分析、当社普通株式の市場株価の動向、過去の類似の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例等を総合的に勘案し、当社に対し、本公開買付けの買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を普通株式1株当たり1,000円とすることを提案いたしました。

その後、当社との協議・交渉を経て、公開買付者において、野村証券からの株式価値算定の途中経過、当社の賛同の可否及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案した結果、公開買付者は、当初、当社に対して提案した本公開買付価格を見直すことが適切であるとの判断に至り、平成23年12月9日に、改めて、当社に対し、本公開買付価格を普通株式1株当たり1,050円とすること

を提案いたしました。

その後、後記「(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」のとおり、野村証券から取得した株式価値算定書(算定基準日:平成23年12月15日)の内容・結果を踏まえつつ、公開買付者の代表取締役である堀威夫氏及び公開買付者と当社との間の協議・交渉、並びに本取引に伴うメリットと当社普通株式の上場維持の意義等を総合的に勘案して、公開買付者は、平成23年12月16日に、本公開買付けを行うことを決定しました。なお、公開買付者は、本公開買付け実施後に当社の経営体制を大幅に変更する予定は有しておりません。

③ 当社取締役会における意思決定に至った過程

当社は、公開買付者から本取引の提案を受けた後、以下「(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の措置を講じつつ、公開買付者との間で協議・検討を重ねました。

具体的には、当社は、同「② 独立委員会の設置」に記載した当社が設置した社外有識者による独立委員会の意見を踏まえ、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるSMB C日興証券株式会社(以下「SMB C日興証券」といいます。)より取得した株式価値算定書(以下「当社算定書」といいます。)の算定結果、並びに、公開買付者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーである日比谷パーク法律事務所から受けた法的助言を勘案し、公開買付者との協議・交渉を行いました。

かかる協議・交渉の結果を経て公開買付者から最終的に提示された本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について、当社の企業価値向上及び株主の皆様の利益確保の観点から慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社取締役会は、本取引は、(i)当社の株主の皆様に対しては、経営戦略の抜本的な見直しにより生じ得る過大な負担を回避するための選択肢として、投下資本の回収機会を提供することを可能としつつ、(ii)当社にとっては、長期的視点に立脚した経営を行うことで短期的な業績に過度に左右されることなく、長期安定的でかつ安定した株主構成の下での機動的な経営が可能となるとともに、株式の非公開化により上場コストの削減を可能とするもので、本公開買付けが当社の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、当社として最善の選択肢であると判断できるとともに、本公開買付価格その他の諸条件は、当社の株主の皆様にとって妥当であると判断するに至りました。

そこで、当社は、平成23年12月16日開催の取締役会において、堀義貴氏を除く全取締役が出席し、出席した全取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議しました。なお、堀義貴氏は、当社の創業者であり、かつ公開買付者の代表取締役である堀威夫氏(所有株式数:11,829株。公開買付者の発行済株式総数(14,513株)に対する割合81.51%)及び堀威夫氏の配偶者であり、かつ公開買付者の取締役である堀百合子氏(所有株式数:2,640株。公開買付者の発行済株式総数に対する割合18.19%)の次男であり、公開買付者の株式を22株所有しており(公開買付者の発行済株式総数に対する割合0.15%)、公開買付者の取締役かつ当社の代表取締役であることから本公開買付けに関し当社と利益が相反するおそれがあるため、上記取締役会を含め、本取引に関する当社における議論及び公開買付者との協議、交渉には一切参加しておりません。また、上記取締役会には社外監査役2名を含めた当社監査役全員が参加し、いずれも当社取締役会が上記決議

を行うことに異議がない旨の意見を述べております。

(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び当社は、本公開買付けがマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち公開買付者において実施した措置については、添付資料として本書に添付した公開買付者の作成に係る平成23年12月16日付「株式会社ホリプロ株式会社に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に基づくものです。

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対し、当社の株式価値の算定を依頼し、平成23年12月15日付で野村證券から算定書を取得し、参考にいたしました（なお、公開買付者は、野村證券から本公開買付価格の妥当性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。）。野村證券が用いた手法は、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）であり、各々の手法により算定された当社普通株式の1株当たりの価値は、以下のとおりです。

(a) 市場株価平均法：627円～675円

市場株価平均法では、平成23年12月15日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の、直近6ヶ月間の終値平均値、直近3ヶ月間の終値平均値、直近1ヶ月間の終値平均値、直近1週間の終値平均値及び基準日終値（それぞれ、675円、652円、627円、628円、627円。各終値平均値については小数点以下を四捨五入。）を基に、当社普通株式の1株当たりの価値は、627円～675円と分析しております。

(b) 類似会社比較法：831円～1,215円

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を算定し、当社普通株式の1株当たりの価値は、831円～1,215円と分析しております。

(c) DCF法：1,049円～1,131円

DCF法とは、当社の事業計画における収益や投資計画、当社へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、当社が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析する手法であり、これにより当社普通株式の1株当たりの価値は、1,049円～1,131円と分析しております。

公開買付者は、野村證券から取得した算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、当社との協議・交渉の結果等を踏まえ、本公開買付価格を1,050円と決定しました。

なお、本公開買付価格である1株当たり1,050円は、公開買付者による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成23年12月15日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の普通取引終値627円に対して67.5%（小数点以下第二位を四捨五入、以下本項の%の数値において同じ。）、過去1ヶ月間（平成23年11月16日から平成23年12月15日まで）の普通取引終値の単純平均値627円（小数点以下を四捨五入、以下本項の円の数値において同じ。）に対して67.5%、過去3ヶ月間（平成23年9月16日から平成23年12月15日まで）の普通取引終値の単純平均値652円に対して61.0%、過去6ヶ月間（平成23年6月16日から平成23年12月15日まで）の普通取引終値の単純平均値675円に対して55.6%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

一方、当社は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるSMB C日興証券に対し、当社の株式価値の算定を依頼し、平成23年12月15日付で本公開買付価格の妥当性を検討するための参考資料として株式価値算定書（以下「当社算定書」といいます。）を取得しております（なお、当社はSMB C日興証券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。

SMB C日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から当社普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であることを前提に当社の収益力や事業リスクを評価に反映させることが可能であることからDCF法、そして当社普通株式が上場しており、客観的な価値を直接的に把握することが可能であることから市場株価法、さらに上場会社に当社と類似する会社があるために類似上場会社比較法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行い、各々の手法により算定された、当社の普通株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

DCF法	918円～1,299円
市場株価法	627円～653円
類似上場会社比較法	882円～888円

DCF法では、当社から提供を受けた事業計画（注）、当社へのマネジメント・インタビュー及び直近までの業績の動向等に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

市場株価法では、平成23年12月14日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の基準日終値、直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の各期間における単純平均株価（終値）（それぞれ、629円、627円、653円、676円（各単純平均株価（終値）については小数点以下四捨五入。）、株式の流動性及び開示状況等を総合的に分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

類似上場会社比較法では、当社と事業内容等が類似する上場会社（以下「類似会社」といいます。）を選定し、類似会社に係る一定の株価等に対する財務数値の倍率を、当社の財務数値に適用して株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

（注）DCF法に基づく株式価値算定の基礎とされた事業計画等において、大幅な増減益は見込まれておりません。

② 独立委員会の設置

当社は、意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確立して、当社の少数株主の皆様の利益を保護することを目的として、公開買付者及び当社から独立性を有する今村誠氏（弁護士）を委員長、並びに伊藤眞氏（国士舘大学会計学教授）及び尾野博巳氏（当社社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員として指定・届出されております。）を委員とする独立委員会（以下「本独立委員会」といいます。）を設置し、本独立委員会に対し、(a)本取引の目的の妥当性、(b)本取引の手続の適法性・公正性、(c)買付価格を含む本公開買付けの買付条件の妥当性及び(d)本公開買付けに対する当社取締役会の意見表明（本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することについての意見表明を含みます。）の妥当性（以下「本検討事項」と総称します。）に関する意見を当社取締役会に対して提出することを委嘱しました。

本独立委員会は、平成23年11月17日から平成23年12月15日に至るまで全7回にわたって開催され、いずれの委員も交代することなく本検討事項についての検討及び審議を慎重に行っております。

また、本独立委員会は、当社に対して、当社の株価に対する考え方、本公開買付けに係る当社と公開買付者との交渉の経緯やその状況、当社の経営戦略見直しの必要性と実現可能性その他関連する事項についての当社の認識、意見及びその根拠等について、資料及び情報の提供や説明を求めるとともに、SMB C日興証券より取得した当社算定書を検討し、SMB C日興証券との間で質疑応答を行った上で、本公開買付けに係る買付価格その他の買付条件や本取引その他の取引形態について検討を行っております。

本独立委員会は、かかる検討と並行して、公開買付者との間で質問回答のやり取りを行い、本公開買付けを含む本取引の目的、公開買付者による当社普通株式価値の算定方法、本公開買付価格の公正性に関する公開買付者の考え方等の本公開買付け及び公開買付者に関する事項、本公開買付け後における当社の経営方針その他関連する事項についての公開買付者の認識、意見及びその根拠等について、資料及び情報の提供や説明を求めました。

本独立委員会は、これらを踏まえ、当社株主利益の確保及び本公開買付けに係る買付条件の公正性の確保等の観点から検討を進め、当社取締役会から独立した委員会としての意見及び理由を取り纏め、本検討事項につき慎重に検討した結果として、平成23年12月15日付で、当社の取締役会に対して、(a)当社を取り巻く経営環境等からすれば、本取引の目的には、必要性及び合理性が認められ、かつ、一般株主の犠牲の下に当社の経営陣等が不当な利益を得る目的その他の不当な目的があるとは認められないことから、本取引の目的は妥当である旨、(b)本取引の手続は、関係法令に準拠するものであり、かつ、株主に対して適切な判断の機会を確保した上で、更に透明性・合理性確保のための配慮がなされていることから、適法かつ公正である旨、(c)本公開買付価格は、公開買付者と当社との真摯な交渉を経て決定されたもので、これがMBOにおける利益相反状況に起因して不当に低く設定されたことをうかがわせる事実は見当たらず、かつ、客観的な株式価値に適正な水準のプレミアムが付加されたものといえ、妥当であると評価でき、その他の買付条件についても不当な点は見当たらないことから、本公開買付けの買付条件（本公開買付価格を含みます。）は妥当である旨、及び(d)上記(a)乃至(c)からすれば、本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明するとともに、当社の株主が本公開買付けに応募することを推奨する意見を表明する旨の決議をすることは妥当である旨の意見を行うことを、委員全員の一致で決議の上、当社取締役会に対し、かかる意見と理由を記載した答申書を提出しました。

③ 独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に係る審議に慎重を期し、当社取締役会の意思決定の適法性、公正性及び適正性を担保するために、公開買付者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーである日比谷パーク法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に対する当社取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。

④ 当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社取締役会は、平成 23 年 12 月 16 日に、前記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の意見の根拠及び理由に基づき、前記「(1) 本公開買付けに関する意見の内容」記載の意見を表明する旨の決議を行いました。かかる取締役会においては、当社の創業者であり、かつ公開買付者の代表取締役である堀威夫氏（所有株式数：11,829 株。公開買付者の発行済株式総数（14,513 株）に対する割合 81.51%）及び堀威夫氏の配偶者であり、かつ公開買付者の取締役である堀百合子氏（所有株式数：2,640 株。公開買付者の発行済株式総数に対する割合 18.19%）の次男であり、公開買付者の取締役かつ当社の代表取締役であって、本公開買付けを含む本取引について当社との間で利益が相反すると認められる堀義貴氏（所有株式数：22 株。公開買付者の発行済株式総数に対する割合 0.15%）を除く全取締役が出席し、出席した取締役の全員一致で決議が行われております。また、堀義貴氏は当社の立場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。

また、上記取締役会には社外監査役 2 名を含む当社監査役全員が出席し、いずれも当社取締役会が上記決議を行うことに異議がない旨の意見を述べております。

⑤ 公開買付価格の適正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日としております。このように、公開買付者は、公開買付期間を比較的長期に設定していることから、当社の株主の皆様において、本公開買付けに対する応募について適切な判断の時間と機会を確保することを可能にするとともに、公開買付者以外の方が対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって、本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。また、公開買付者と当社とは、公開買付者以外の者による買付け等の機会が不当に制限されることがないよう、当社が公開買付者の対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、それら対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を一切行っておりません。

⑥ マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の下限（3,617,811 株）以上の応募があることをその成立の条件としております。この買付予定数の下限（3,617,811 株）は、当社が提出した第 61 期第 2 四半期報告書（平成 23 年 11 月 14 日付提出）に記載された平成 23 年 9 月 30 日現在の当社の発行済株式総数（14,182,800 株）から、(i)当社が平成 23 年 10 月 28 日に公表した平成 24 年 3 月期第 2 四半期決算短信に記載された平成 23 年 9 月 30 日現在の当社の自己株式数（5,804 株）、(ii) 応募対象外株式数（516,228 株）及び(iii)公開買付者が所有する平成 23 年 12 月 16

日現在の当社普通株式の数(6,425,148株)を控除した株式数(7,235,620株)の過半数(3,617,811株、所有割合25.52%)。これは、公開買付者の非利害関係者が所有する当社普通株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(majority of minority)」に相当する当社普通株式の数に当たります。)を基礎として設定したものです。このように、公開買付者は、当社の少数株主の皆様の意思を重視して、公開買付者が保有する当社普通株式、当社の自己株式及び応募対象外株式以外の当社普通株式の過半数を超える応募がない場合には、本公開買付けを行わないこととしております。

(4) 上場廃止となる見込み及び理由

当社普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設けていないため、本公開買付けの結果次第では、当社普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの結果、当該基準に該当しない場合でも、後記「(5)いわゆる二段階買収に関する事項」記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、本全部取得手続を行うことを予定しておりますので、その場合にも、当社普通株式は上場廃止になります。なお、当社普通株式が上場廃止となった場合、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

(5) いわゆる二段階買収に関する事項

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより当社の普通株式の全て(ただし、公開買付者が所有する当社普通株式、当社の自己株式及び応募対象外株式を除きます。)を取得できなかった場合、以下に述べる方法により、当社の株主を公開買付者のみ又は公開買付者及び非応募残存株主のみとするために、本全部取得手続を実施することを予定しております。

具体的には、公開買付者は、当社普通株式6,425,148株(所有割合45.32%)を所有する筆頭株主として、本公開買付けの期間中に、本公開買付けが成立したものの、当社普通株式の全て(ただし、公開買付者が所有する当社普通株式、当社の自己株式及び応募対象外株式を除きます。)を取得できなかったことを停止条件として、(i)当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うこと、(ii)当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)を付す旨の定款変更を行うこと、及び(iii)当該普通株式の全て(当社の自己株式を除きます。)の取得と引き換えに別の種類の当社株式を交付することに係る付議議案を含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを、当社に対して要請する予定です。当社としても、かかる要請に応じる予定です。

また、上記(i)が本臨時株主総会にて承認され、上記(i)に係る定款変更の効力が発生すると、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記(ii)に係る定款変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、上記(ii)に係る本臨時株主総会の承認に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることになる当社の普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)の決議が必要となるため、公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、当社普通株式の全て(ただし、公開買付者が所有する当社普通株式、当社の自己株式及び応募対象外株式を除きます。)を取得できなかったことを停止条件として、本臨時株主総会の開催日と同日を開催日とし、かつ上記(ii)に係

る定款変更を行うことに係る付議議案を含む本種類株主総会を開催することを、本公開買付けの期間中に、当社に対して要請する予定です。当社としても、かかる要請に応じる予定です。

また、公開買付者は、本公開買付けが成立し、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案が上程された場合には、これら各議案に賛成する予定です（なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。）。

上記の各手続が実行された場合、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て（当社の自己株式を除きます。）当社に取得されることとなり、当社の株主（当社を除きます。）には当該取得の対価として別の種類の当社株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該別の種類の当社株式の数が1に満たない端数となる当社の株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別の種類の当社株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該売却の結果、上記当社の株主に交付される金銭の額は、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるように算定される予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する別の種類の当社株式の内容及び数は、本日現在未定ですが、当社の株主が公開買付者のみ又は公開買付者及び非応募残存株主のみとなるよう、これら以外の当社の株主に交付しなければならない当該別の種類の当社株式の数が1に満たない端数となる予定です。

公開買付者は、平成24年5月上旬までに、本全部取得手続を完了することを予定しておりますが、その具体的な日程等の詳細については未定です。

なお、上記(ii)及び(iii)の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法の規定として、(a)上記(ii)の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(b)上記(iii)の全部取得条項が付された普通株式の全部の取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

また、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、当該株式を全て取得するのと引換えに別個の種類の当社の株式を交付するという上記の方法については、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付者以外の当社株主の皆様の当社普通株式の所有状況又は関係法令についての当局の解釈等の状況によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施し、また実施に時間を要する可能性があります。ただし、他の方法を実施する場合でも、公開買付者のみ又は公開買付者及び非応募残存株主のみが当社の発行済株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、公開買付者及び非応募残存株主以外の当社の株主で本公開買付けに応募されなかった株主の皆様に対しては、最終的に金銭のみを交付する方法の採用を予定しており、この場合に、当該当社の株主の皆様が交付される金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。以上の場合における具体的な手続及び実施時期等については、当社と協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定です。

公開買付者は、上記(iii)において、当社が全部取得条項が付された普通株式を取得する日（以下「本全部取得日」といいます。）を、平成24年5月上旬までの日とすることを当社に要請し、かつ、平成24年6月に開催される当社の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）

で権利を行使することができる株主を本全部取得日後の株主とするため、公開買付者は、当社に対し、本臨時株主総会において、当社定款第14条(定時株主総会の基準日)の規定の削除を要請する予定です。そのため、平成24年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主であっても本臨時株主総会において権利を行使できない可能性があります。

3. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募等に係る重要な合意に関する事項
公開買付者と、当社の創業者であり、かつ公開買付者の代表取締役である堀威夫氏(所有株式数424,402株。所有割合2.99%)、当社の代表取締役であり、かつ公開買付者の取締役である堀義貴氏(所有株式数57,042株。所有割合0.40%)、及び公開買付者の取締役である堀百合子氏(所有株式数34,784株。所有割合0.25%)は、それぞれが所有する当社普通株式の全て(合計516,228株。所有割合3.64%)について、本公開買付けに応募しない旨合意しております。

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容
該当事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針
該当事項はありません。

6. 公開買付者に対する質問
該当事項はありません。

7. 公開買付期間の延長請求
該当事項はありません。

8. 今後の見通し

上記「2. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」、「(4) 上場廃止となる見込み及び理由」及び「(5) いわゆる二段階買収に関する事項」をご参照ください。

9. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

当社は、平成23年12月16日開催の当社の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成24年3月期の配当予想を修正し、同期の剰余金の配当(期末配当)を行わないこと、及び同期より株主優待制度を廃止することについて決議しました。

なお、公開買付者は、当社のファンの皆様をはじめとした当社を支援くださる方々こそが、当社のかげがえのない財産であるとの認識のもと、本全部取得手続が全て終了した際には、元株主の皆様やそれ以外のファンの方のうち、一定の要件を満たされた方を対象として、「特別ファンクラブ」を創設することを検討しております。「特別ファンクラブ」の詳細については、公開買付者の依頼により当社が公表している公開買付者の平成23年12月16日付プレスリリース「『ホリプロ・ステージ・メンバーズ』(仮称)検討のお知らせ」をご覧ください。

また、当社は、本公開買付けの期間中、平成24年3月期第3四半期に係る決算短信を公表する予定

です。

以 上

○（参考資料）平成 23 年 12 月 16 日付「株式会社ホリプロ株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

平成 23 年 12 月 16 日

各 位

会 社 名 有限会社青春社
代表者名 代表取締役社長 堀 威夫

株式会社ホリプロ株式会社に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

有限会社青春社（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、取締役全員の同意によって、以下のとおり、株式会社ホリプロ（コード番号：9667、東証第一部、以下「対象者」といいます。）の普通株式を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、対象者の発行済普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）を取得及び保有することを主たる業務とした会社（注）であり、対象者の筆頭株主（所有株式数：6,425,148株。対象者の平成23年11月14日提出の第61期第2四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（14,182,800株）から、対象者が平成23年10月28日に公表した平成24年3月期第2四半期決算短信に記載された平成23年9月30日現在の対象者の自己株式数（5,804株）を除いた数（14,176,996株）に対する割合（以下「所有割合」といいます。）45.32%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、別途の記載がある場合を除き、比率の計算において同様に計算しております。))です。

公開買付者の発行済株式は、対象者の創業者であり、かつ公開買付者の代表取締役である堀威夫氏（所有株式数：11,829株。公開買付者の発行済株式総数（14,513株）に対する割合81.51%）、堀威夫氏の配偶者であり、かつ公開買付者の取締役である堀百合子氏（所有株式数：2,640株。公開買付者の発行済株式総数に対する割合18.19%）、両氏の長男であり、公開買付者の取締役である堀一貴氏（所有株式数：22株。公開買付者の発行済株式総数に対する割合0.15%）、及び両氏の次男であり、公開買付者の取締役かつ対象者の代表取締役である堀義貴氏（所有株式数：22株。公開買付者の発行済株式総数に対する割合0.15%）がその全てを保有しています。なお、公開買付者と対象者の間には、上記資本関係及び役員兼任関係を除いて、取引上の関係等はありません。

（注）公開買付者は有限会社法（昭和13年法律第74号。その後の改正を含みます。）上の有限会社として設立されましたが、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号。その後の改正を含みます。）第2条第1項により、平成18年5月1日以降は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）上の株式会社として存続しています。

今般、公開買付者は、応募対象外株式（以下に定義されます。）及び対象者が所有する自己株式を除く、対象者普通株式の全てを取得することにより、対象者普通株式を非公開化させ、対象者の株主を公開買付者のみ又は公開買付者及び非応募残存株主（以下に定義されます。）のみとするための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することといたしました。なお、本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（一般に、買収対象会社の経営陣が買収資金の全部又は一部を出資して、事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。以下「MBO」

といひます。)の手法により行われるものであり、公開買付者は対象者の取締役会の賛同のもと、友好的に対象者普通株式を取得するために、法令に基づき本公開買付けを行います。また、対象者の創業者であり、かつ公開買付者の代表取締役である堀威夫氏(所有株式数:424,402株、所有割合2.99%)、対象者の代表取締役であり、かつ公開買付者の取締役である堀義貴氏(所有株式数:57,042株、所有割合0.40%)、及び公開買付者の取締役である堀百合子氏(所有株式数34,784株、所有割合0.25%)は、それぞれが所有する対象者普通株式の全て(合計516,228株、所有割合3.64%)について、本公開買付けに応募しない旨公開買付者と合意しております(以下、堀威夫氏、堀義貴氏及び堀百合子氏を併せて「非応募株主」といひ、堀威夫氏及び堀義貴氏を併せて「非応募残存株主」といひ、非応募株主が応募しない旨公開買付者と合意している株式(516,228株、所有割合3.64%)を「応募対象外株式」といひます。)。なお、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」のとおり、本公開買付け後に予定されている本全部取得手続(以下に定義されます。)により、非応募残存株主である堀威夫氏及び堀義貴氏は、両氏ともに又は堀威夫氏のみが本取引後も対象者の株主として残る可能性はありますが、堀百合子氏は本全部取得手続により対象者の株主でなくなる予定です。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者普通株式の全て(ただし、公開買付者が所有する対象者普通株式、対象者の自己株式及び応募対象外株式を除きます。)を取得することを目的としており、買付予定数の上限は設けておりません。他方、本公開買付けにおいては、対象者の第61期第2四半期報告書(平成23年11月14日付提出)に記載された平成23年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(14,182,800株)から、①対象者が平成23年10月28日に公表した平成24年3月期第2四半期決算短信に記載された平成23年9月30日現在の対象者の自己株式数(5,804株)、②応募対象外株式数(516,228株)及び③公開買付者が所有する本日現在の対象者普通株式の数(6,425,148株)を控除した株式数(7,235,620株)の過半数(3,617,811株、所有割合25.52%。これは、公開買付者の非利害関係者が所有する対象者普通株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(majority of minority)」に相当する対象者普通株式の数に当たります。)を買付予定数の下限として設定することにより、非応募株主を除く対象者の少数株主の皆様の意思を重視して、公開買付者が所有する対象者普通株式、対象者の自己株式及び応募対象外株式以外の対象者普通株式の過半数を超える応募がない場合には、本公開買付けを行わないこととしております。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けに係る決済等に要する資金に使用するため、株式会社三井住友銀行から総額84億50百万円を上限とした借入れ(以下「本買収ローン」といひます。)を行うことを予定しております。本買収ローンに係る融資条件の詳細については別途協議のうえ、本買収ローンに係る融資契約において定めることとされております。

公開買付者は、本公開買付けが成立し、本公開買付けによって対象者普通株式の全て(ただし、公開買付者が所有する対象者普通株式、対象者の自己株式及び応募対象外株式を除きます。)を取得できなかった場合、対象者の株主を公開買付者のみ又は公開買付者及び非応募残存株主のみとする手続(以下「本全部取得手続」といひます。)により対象者の議決権の全てを公開買付者のみ又は公開買付者及び非応募残存株主のみが取得することを予定しております(これらの手続を含む本公開買付け後の組織再編等の方針の詳細については下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」をご参照下さい。)

なお、対象者普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、上記のとおり、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設けていないため、本公開買付けの結果次第では、対象者普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの結果、当該基準に該当しない場合でも、対象者普通株式は、その後予定される本全部取得手続によって上場廃止になります。

また、対象者公表の本日付「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「本件対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、本取引は、(i)対象者の株主の皆様に対しては、経営戦略の抜本的な見直しにより生じ得る過大な負担を回避するための選択肢として、投下資本の回収機会を提供することを可能としつつ、(ii)対象者にとっては、長期的視点に立脚した経営を行うことで、短期的な業績に過度に左右されることなく長期安定的でかつ安定した株主構成の下での機動的な経営が可能となるとともに、株式の非公開化により上場コストの削減を可能とするもので、本公開買付けが対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、対象者として最善の選択肢であると判断できるとともに、本公開買付けの買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）その他の諸条件は、対象者の株主の皆様にとって妥当であるとして、本日開催の対象者の取締役会において、堀義貴氏を除く全取締役が出席し、出席した全取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。なお、堀義貴氏は、対象者の創業者であり、かつ公開買付者の代表取締役である堀威夫氏（所有株式数：11,829株。公開買付者の発行済株式総数（14,513株）に対する割合81.51%）及び堀威夫氏の配偶者であり、かつ公開買付者の取締役である堀百合子氏（所有株式数：2,640株。公開買付者の発行済株式総数に対する割合18.19%）の次男であり、公開買付者の株式を22株所有しており（公開買付者の発行済株式総数に対する割合0.15%）、公開買付者の取締役かつ対象者の代表取締役であることから、本公開買付けに関して対象者と利益が相反するおそれがあるため、上記取締役会を含め、本取引に関する対象者における議論及び公開買付者との協議、交渉に一切参加していないとのことです。また、上記取締役会には社外監査役2名を含めた対象者監査役全員が出席し、いずれも対象者の取締役会が上記決議を行うことに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

さらに、対象者公表の本日付「配当予想の修正及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」によれば、対象者は、同日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成24年3月期の配当予想を修正し、同期の剰余金の配当（期末配当）を行わないこと、及び同期より株主優待制度を廃止することについて決議したとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

対象者は、昭和38年1月に設立され、爾来、大衆とともに泣き、笑い、大衆とともに歩む「文化をプロモートする人間産業」を企業理念として、幅広いエンターテインメントの領域を通じて、ナンバーワン・オンリーワンのコンテンツを社会に提供していくとの意思のもと事業を展開してきました。主軸であるタレント発掘・育成を強みとするマネジメント事業における豊富な経験と実績に加え、テレビ番組やテレビコマーシャル等を制作する映像事業、ミュージカルなどの演劇をプロデュースする公演事業など、エンターテインメントの領域において様々な事業を複合的に展開してまいりました。そして、対象者普通株式は、平成元年2月、日本の芸能プロダクション業界で初となる日本証券業協会への株式公開（店頭登録）を果たし、その後、平成9年には東京証券取引所市場第二部、平成14年には東京証券取引

所市場第一部に上場し、対象者は、総合エンターテインメント企業として一定の礎を築くに至っております。現在も、対象者は、次世代のスターの発掘・育成を図り、根幹であるタレントマネジメント事業を主軸に、そこから派生するさまざまなビジネスを拡大させ、映像、肖像、音楽などに関わる多くの権利を保有する「コンテンツホルダー」として、人々の心に夢や感動を提供しております。

一方、本件対象者プレスリリースによれば、昨今の国内経済の成熟化や人口減少、欧米を中心とした海外経済の減速懸念による円高進行等のマクロ的要因を背景に、対象者をとり巻く業界環境に関しても、企業の広告宣伝費の削減等により、厳しい経営環境が続いているとのことです。また、近年、放送と通信の融合が急速に加速していくなか、インターネットのユーザー人口の増加及びテレビ視聴率の減少、オンデマンドサービスの拡大など、消費者がコンテンツに接する形態・メディアの多様化が劇的に進行しており、とりわけ主力のタレントマネジメント関連事業において、潜在的な収益機会の逸失とグローバル規模での競争激化に晒される傾向が強くなってきているとのことです。このように経営環境が一層厳しさを増している中、平成23年3月期には、連結売上高209億69百万円、連結経常利益23億38百万円を計上しているとのことですが、平成24年3月期の経営成績（業績予想値）は、連結売上高194億69百万円、連結経常利益15億32百万円と減収・減益見通しになっているとのことです。

本件対象者プレスリリースによれば、これまで対象者においても厳しい経営環境を認識しており、従来からのテレビコマーシャル、映画、音楽、公演、出版等の幅広い各種メディアにおいてタレントマネジメント事業の拡大強化に加え、コンテンツホルダーとして、権利ビジネスを通じた収益機会の拡大にも取り組む等の対応を行ってきているとのことです。

しかしながら、公開買付者は、対象者のコア事業領域における事業環境は、今後、大きく変容していくものと考え、長期的な企業価値の向上のためには、従来のビジネスモデルに留まらず、パラダイムの転換による新たな競争力を備えるための改革と事業の選択と集中の実行が避けて通れない経営課題となるものと考えております。具体的には、今後数年間のうちに以下の施策が必要と考えております。

(i) 新規事業の創設等

既存事業のマーケット状況や経営環境が厳しい中、収益拡大のため、新規事業の創設を検討する。

- ① 対象者グループにおいて、企画・制作・販売まで一貫して行える組織体制を構築する。
- ② WEB等の一層の活用等、消費者に直接販売する機会等を検討する。
- ③ 中長期的視点からマーケット動向を把握し、アニメ等、新たな分野に対する人的資本的投融資を積極的に行う。
- ④ 世界に通用するコンテンツを創造・確保し、コンテンツホルダーとしての地位確立を追求する。

(ii) 新市場への進出

国内総生産や人口の減少から、国内市場での収益機会の確保には限界があると考えられることから、海外市場、特にアジア圏への進出を検討する。

- ① アジア各国（特に香港、中国、韓国、シンガポール）につきマーケット調査を行い、進出の可能性を検討する。
- ② アジア圏への足がかりとなる拠点の設置を検討する。
- ③ 必要な人的資本的投融資を積極的に行うことも前提に検討を行う。

(iii) 基幹事業の見直し

タレントのマネージメント事業を主要事業としてきている中、テレビ局等における広告収入の減少やCDの販売額に代表される音楽マーケットの縮小等に対応するため、既存の基幹事業につき、収益機会の拡大と収益性の維持向上を目的に、聖域を設けず中長期的観点から検討を行う。そのために一時的に収益が低下する可能性もあるが、将来の収益確保のために、それも覚悟の上で検討を行う。

- ① 市場が限定的な中、タレントのマネージメント業務や営業方法につき、既存の方法に囚われず、より効率的な運営を目指し検討を行う。
- ② 出演事業、映像事業（ドラマ・テレビコマーシャル制作）、音楽事業、公演事業（演劇）等とのグループ内連携をこれまで以上に深め、収益機会の拡大と収益性の向上を図るべく検討を行う。

(iv) 不採算事業の見直し

業界環境が厳しい中、中期的に対象者グループ収益の向上を念頭に、不採算の事業や対象者のグループ会社等につき見直す。

- ① 社内の不採算事業につき、そのてこ入れ策を検討するとともに、回復見込みのない事業については、一時的な損失も覚悟の上廃止を検討する。
- ② 対象者のグループ会社についても同様に検討を行う。
- ③ 既存投資先についても同様に検討を行う。

さらに、公開買付者は、現在の状況に鑑みれば、株式上場の最大のメリットである市場を通じた資金調達の実現性が対象者には無く、すでに幅広い知名度、ブランド、信用力等を有している対象者にとって、上場を維持するメリットは必ずしも大きくない状況にあると考えております。他方、近年、資本市場に対する規制が急速に強化されていることに伴い、上場を維持するために必要なコスト（会計基準の厳格化、J-SOX（金融商品取引法上の内部統制）の導入、IFRS（国際財務報告基準）準拠による開示項目の変更、有価証券報告書等の継続開示にかかる費用等）の増加が見込まれるため、費用対効果の観点より、上場を維持することが対象者にとって必要以上に経営負担となる可能性があると考えております。

以上のとおり、公開買付者は、対象者の次の20年を見据えれば、中長期的な企業価値の向上のためのパラダイムシフトが必要不可欠であると認識しております。主要な取引先であるテレビ局、代理店においてもコンテンツ業界のパラダイムシフトに合わせ、テレビ放送とインターネットやモバイルコンテンツとの連携等による収益機会の極大化を目指しており、対象者においてもこのような変化に迅速に対応し、ナンバーワン・オンリーワンのコンテンツを社会に提供し続けていくことが求められております。そのために、上記(i)乃至(iv)の施策を実行する際、短期的にはコストの増加等により対象者の収益が悪化し、結果として証券市場から評価が得られず、一般の株主の皆様に対して大きなマイナスの影響を及ぼす事態に陥る可能性が相当程度見込まれる一方、対象者が上場会社として足許の収益の獲得にとらわれることとなれば、かえって中長期的な競争力の維持・拡大を実現困難とする可能性があると考えております。

このような状況を踏まえ、公開買付者は、対象者普通株式を非公開化することによって、一般の株主の皆様を経営戦略の抜本的見直しにより生じ得る多大なリスクに晒すことを回避しつつ、投下資本の回収機会を提供することが可能となり、また、上場維持に伴う様々なコストを削減しつつ、対象者の資本

を公開買付者中心に再構成し、迅速かつ果敢な経営判断を行うことで、短期的な経営成績の変動に左右されることなく長期安定的な企業価値の維持・向上の機会が得られることから、平成23年9月頃に、MBOを行い、対象者普通株式を非公開化することこそが、対象者及び株主の皆様にとって最良の方策であるとの結論に至りました。これを受けて、公開買付者は、本取引の実現可能性について検討を開始し、平成23年10月頃よりMBOの実現可能性の精査のための買収監査（デュー・ディリジェンス）を実施し、公開買付者及び対象者から独立したフィナンシャル・アドバイザーとして野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を選定した上で、同年11月4日にMBOに関する「提案書」を対象者に対して提出をいたしました。その後、同年11月24日には本公開買付けの条件を含む本取引の概要を記載した「意向表明書」を対象者に提出の上、本公開買付けの条件の詳細について対象者と協議してまいりました。具体的には、公開買付者は、平成23年11月24日に、野村証券による対象者の過去の市場株価及び売買高の動向に関する分析、対象者普通株式の市場株価の動向、過去の類似の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例等を総合的に勘案し、対象者に対し、本公開買付け価格を普通株式1株当たり1,000円とすることを提案いたしました。

その後、対象者との協議・交渉を経て、公開買付者において、野村証券からの株式価値算定の途中経過、対象者の賛同の可否及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案した結果、公開買付者は、当初、対象者に対して提案した本公開買付け価格を見直すことが適切であるとの判断に至り、平成23年12月9日に、改めて、対象者に対し、本公開買付け価格を普通株式1株当たり1,050円とすることを提案いたしました。

その後、下記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等」のとおり、野村証券から取得した株式価値算定書（以下「算定書」といいます。算定基準日：平成23年12月15日）の内容・結果を踏まえつつ、公開買付者の代表取締役である堀威夫氏及び公開買付者と対象者との間の協議・交渉、並びに本取引に伴うメリットと対象者普通株式の上場維持の意義等を総合的に勘案して、公開買付者は、本日、本公開買付けを行うことを決定しました。なお、公開買付者は、本公開買付け実施後に対象者の経営体制を大幅に変更する予定は有しておりません。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがMBOのための取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在することを踏まえ、本公開買付け価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、以下のような措置を実施いたしました。

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付け価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付け価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成23年12月15日付で野村証券から算定書を取得し、参考にいたしました（なお、公開買付者は、野村証券から本公開買付け価格の妥当性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。野村証券が用いた手法は、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）であり、各々の手法により算定された対象者普通株式の1株当たりの価値は、以下のとおりです。

(a) 市場株価平均法：627円～675円

市場株価平均法では、平成23年12月15日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の、直近6ヶ月間の終値平均値、直近3ヶ月間の終値平均値、直近1ヶ月間の終値平均値、直近1週間の終値平均値及び基準日終値（それぞれ、675円、652円、627円、628円、627円。各終値平均値については小数点以下を四捨五入。）を基に、対象者普通株式の1株当たりの価値は、627円～675円と分析しております。

(b) 類似会社比較法：831円～1,215円

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者普通株式の1株当たりの価値は、831円～1,215円と分析しております。

(c) DCF法：1,049円～1,131円

DCF法とは、対象者の事業計画における収益や投資計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析する手法であり、これにより対象者普通株式の1株当たりの価値は、1,049円～1,131円と分析しております。

公開買付者は、野村證券から取得した算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、本公開買付価格を1,050円と決定しました。

なお、本公開買付価格である1株当たり1,050円は、公開買付者による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成23年12月15日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の普通取引終値627円に対して67.5%（小数点以下第二位を四捨五入、以下本項の%の数値において同じ。）、過去1ヶ月間（平成23年11月16日から平成23年12月15日まで）の普通取引終値の単純平均値627円（小数点以下を四捨五入、以下本項の円の数値において同じ。）に対して67.5%、過去3ヶ月間（平成23年9月16日から平成23年12月15日まで）の普通取引終値の単純平均値652円に対して61.0%、過去6ヶ月間（平成23年6月16日から平成23年12月15日まで）の普通取引終値の単純平均値675円に対して55.6%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書取得

本件対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であるSMBC日興証券株式会社（以下「SMBC日興証券」といいます。）に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成23年12月15日付で本公開買付価格の妥当性を検討するための参考資料として株式価値算定書（以下「対象者算定書」といいます。）を取得しているとのことです（なお、対象者は、SMBC日興証券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。）。

SMBC日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採

用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であることを前提に対象者の収益力や事業リスクを評価に反映させることが可能であることからDCF法、そして対象者普通株式が上場しており、客観的な価値を直接的に把握することが可能であることから市場株価法、さらに上場会社に対象者と類似する会社があるために類似上場会社比較法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、各々の手法により算定された、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりであるとのことです。

DCF法	918円～1,299円
市場株価法	627円～653円
類似上場会社比較法	882円～888円

DCF法では、対象者から提供を受けた事業計画（注）、対象者へのマネジメント・インタビュー及び直近までの業績の動向等に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しているとのことです。

市場株価法では、平成23年12月14日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の基準日終値、直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の各期間における単純平均株価（終値）（それぞれ、629円、627円、653円、676円（各単純平均株価（終値）については小数点以下四捨五入）、株式の流動性及び開示状況等を総合的に分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しているとのことです。

類似上場会社比較法では、対象者と事業内容等が類似する上場会社（以下「類似会社」といいます。）を選定し、類似会社に係る一定の株価等に対する財務数値の倍率を、対象者の財務数値に適用して株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しているとのことです。

（注）DCF法に基づく株式価値算定の基礎とされた事業計画等において、大幅な増減益は見込まれておりません。

③ 独立委員会の設置

本件対象者プレスリリースによれば、対象者は、意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確立して、対象者の少数株主の皆様の利益を保護することを目的として、公開買付者及び対象者から独立性を有する今村誠氏（弁護士）を委員長、並びに伊藤眞氏（国士舘大学会計学教授）及び尾野博巳氏（対象者社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員として指定・届出されております。）を委員とする独立委員会（以下「本独立委員会」といいます。）を設置し、本独立委員会に対し、(a)本取引の目的の妥当性、(b)本取引の手續の適法性・公正性、(c)本公開買付価格を含む本公開買付けの買付条件の妥当性及び(d)本公開買付けに対する対象者取締役会の意見表明（本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することについての意見表明を含みます。）の妥当性（以下「本検討事項」と総称します。）に関する意見を対象者取締役会に対して提出することを委嘱したとのことです。

本件対象者プレスリリースによれば、本独立委員会は、平成23年11月17日から平成23年12月15日に至るまで全7回にわたって開催され、いずれの委員も交代することなく本検討事項についての検討及び審議を慎重に行ったとのことです。

本件対象者プレスリリースによれば、本独立委員会は、対象者に対して、対象者の株価に対する考

え方、本公開買付けに係る対象者と公開買付者との交渉の経緯やその状況、対象者の経営戦略見直しの必要性と実現可能性その他関連する事項についての対象者の認識、意見及びその根拠等について、資料及び情報の提供や説明を求めるとともに、SMBC日興証券より取得した対象者算定書を検討し、SMBC日興証券との間で質疑応答を行った上で、本公開買付価格その他の買付条件や本取引その他の取引形態について検討を行ったとのことです。

本独立委員会は、かかる検討と並行して、公開買付者との間で質問回答のやり取りを行い、本公開買付けを含む本取引の目的、公開買付者による対象者株式価値の算定方法、本公開買付価格の公正性に関する公開買付者の考え方等の本公開買付け及び公開買付者に関する事項、本公開買付け後における対象者の経営方針その他関連する事項についての公開買付者の認識、意見及びその根拠等について、資料及び情報の提供や説明を求めたとのことです。

本件対象者プレスリリースによれば、本独立委員会は、これらを踏まえ、対象者株主利益の確保及び本公開買付けに係る買付条件の公正性の確保等の観点から検討を進め、対象者取締役会から独立した委員会としての意見及び理由を取り纏め、本検討事項につき慎重に検討した結果として、平成23年12月15日付で、(a)対象者を取り巻く経営環境等からすれば、本取引の目的には、必要性及び合理性が認められ、かつ、一般株主の犠牲の下に対象者の経営陣等が不当な利益を得る目的その他の不当な目的があるとは認められないことから、本取引の目的は妥当である旨、(b)本取引の手続は、関係法令に準拠するものであり、かつ、株主に対して適切な判断の機会を確保した上で、更に透明性・合理性確保のための配慮がなされていることから、適法かつ公正である旨、(c)本公開買付価格は、公開買付者と対象者との真摯な交渉を経て決定されたもので、これがMBOにおける利益相反状況に起因して不当に低く設定されたことをうかがわせる事実は見当たらず、かつ、客観的な株式価値に適正な水準のプレミアムが付加されたものといえ、妥当であると評価でき、その他の買付条件についても不当な点は見当たらないことから、本公開買付けの買付条件（本公開買付価格を含みます。）は妥当である旨、及び(d)上記(a)乃至(c)からすれば、本公開買付けに対して対象者取締役会が賛同意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨する意見を表明する旨の決議をすることは妥当である旨の意見を行うことを、委員全員の一致で決議の上、対象者取締役会に対し、かかる意見と理由を記載した答申書を提出したとのことです。

④ 独立した法律事務所からの助言

本件対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る審議に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定の適法性、公正性及び適正性を担保するために、公開買付者及び対象者から独立したリーガルアドバイザーである日比谷パーク法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのことです。

⑤ 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

本件対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者から本取引の提案を受け、SMBC日興証券より取得した対象者算定書、本独立委員会からの答申書、日比谷パーク法律事務所から得た法的助言その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、本取引は、(i)対象者の株主の皆様に対しては、経営戦略の抜本的な見直しにより生じ得る過大な負担を回避するための選択肢として、投下資本の回収機会を提供することを可能としつつ、(ii)対象者にとっては、長期的視点に立脚した経営を行うことで、短期的な業績に過度に左右されることなく長期安定

的かつ安定した株主構成の下での機動的な経営が可能となるとともに、株式の非公開化により上場コストの削減を可能とするもので、本公開買付けが対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却の機会を提供するものと判断し、本日開催の取締役会において、対象者の創業者であり、かつ公開買付者の代表取締役である堀威夫氏（所有株式数：11,829株。公開買付者の発行済株式総数（14,513株）に対する割合81.51%）及び堀威夫氏の配偶者であり、かつ公開買付者の取締役である堀百合子氏（所有株式数：2,640株。公開買付者の発行済株式総数に対する割合18.19%）の次男であり、公開買付者の取締役かつ対象者の代表取締役であって、本公開買付けを含む本取引について対象者との間で利益が相反すると認められる堀義貴氏（所有株式数：22株。公開買付者の発行済株式総数に対する割合0.15%）を除く全取締役が出席し、出席した取締役の全員一致で、本公開買付けについて賛同するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。また、堀義貴氏は対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。

また、上記取締役会には、社外監査役2名を含む対象者監査役全員が出席し、いずれも対象者の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べているとのことです。

⑥ 価格の適正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。このように、公開買付者は、公開買付期間を比較的長期に設定していることから、対象者の株主の皆様において、本公開買付けに対する応募について適切な判断の時間と機会を確保することを可能にするとともに、公開買付者以外の方が対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって、本公開買付け価格の適正性を担保することを企図しております。また、公開買付者と対象者とは、公開買付者以外の者による買付け等の機会が不当に制限されることがないように、対象者が公開買付者の対抗的買取提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、それら対抗的買取提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を一切行っておりません。

⑦ マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の下限（3,617,811株）以上の応募があることをその成立の条件としております。この買付予定数の下限（3,617,811株）は、対象者が提出した第61期第2四半期報告書（平成23年11月14日付提出）に記載された平成23年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（14,182,800株）から、(i) 対象者が平成23年10月28日に公表した平成24年3月期第2四半期決算短信に記載された平成23年9月30日現在の対象者の自己株式数（5,804株）、(ii) 応募対象外株式数（516,228株）及び (iii) 公開買付者が所有する本日現在の対象者普通株式の数（6,425,148株）を控除した株式数（7,235,620株）の過半数（3,617,811株、所有割合25.52%。これは、公開買付者の非利害関係者が所有する対象者普通株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(majority of minority)」に相当する対象者普通株式の数に当たります。）を基礎として設定したものです。このように、公開買付者は、対象者の少数株主の皆様を重視して、公開買付者が所有する対象者普通株式、対象者の自己株式及び応募対象外株式以外の対象者普通株式の過半数を超える応募がない場合には、本公開買付けを行わないこととしております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより対象者普通株式の全て（ただし、公開買付者が所有する対象者普通株式、対象者の自己株式及び応募対象外株式を除きます。）を取得できなかった場合、以下に述べる方法により、対象者の株主を公開買付者のみ又は公開買付者及び非応募残存株主のみとするために、本全部取得手続を実施することを予定しております。

具体的には、公開買付者は、対象者普通株式6,425,148株（所有割合45.32%）を所有する筆頭株主として、本公開買付けの期間中に、本公開買付けが成立したものの、対象者普通株式の全て（ただし、公開買付者が所有する対象者普通株式、対象者の自己株式及び応募対象外株式を除きます。）を取得できなかったことを停止条件として、(i) 対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うこと、(ii) 対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び (iii) 当該普通株式の全て（対象者の自己株式を除きます。）の取得と引き換えに別の種類の対象者株式を交付することに係る付議議案を含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、対象者に対して要請する予定です。対象者としても、かかる要請に応じる予定です。

また、上記(i)が本臨時株主総会にて承認され、上記(i)に係る定款変更の効力が発生すると、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記(ii)に係る定款変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、上記(ii)に係る本臨時株主総会の承認に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることになる対象者普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、対象者普通株式の全て（ただし、公開買付者が所有する対象者普通株式、対象者の自己株式及び応募対象外株式を除きます。）を取得できなかったことを停止条件として、本臨時株主総会の開催日と同日を開催日とし、かつ上記(ii)に係る定款変更を行うことに係る付議議案を含む本種類株主総会を開催することを、本公開買付けの期間中に、対象者に対して要請する予定です。対象者としても、かかる要請に応じる予定です。

また、公開買付者は、本公開買付けが成立し、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案が上程された場合には、これら各議案に賛成する予定です（なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。）。

上記の各手続が実行された場合、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て（対象者の自己株式を除きます。）対象者に取得されることとなり、対象者の株主（対象者を除きます。）には当該取得の対価として別の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該別の種類の対象者株式の数が1に満たない端数となる対象者の株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別の種類の対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該売却の結果、上記対象者の株主に交付される金銭の額は、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるように算定される予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する別の種類の対象者株式の内容及び数は、本日現在未定ですが、対象者の株主が公開買付者のみ又は公開買付者及び非応募残存株主のみとなるよう、これら以外の対象者の株主に交付しなければならない当該別の種類の対象者株式の数が1に満たない端数となる予定です。

公開買付者は、平成24年5月上旬までに、本全部取得手続を完了することを予定しておりますが、そ

の具体的な日程等の詳細については未定です。

なお、上記(ii)及び(iii)の手續に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法の規定として、(a)上記(ii)の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(b)上記(iii)の全部取得条項が付された普通株式の全部の取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

また、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、当該株式を全て取得すると引換えに別個の種類の対象者の株式を交付するという上記の方法については、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付者以外を対象者株主の皆様を対象者普通株式の所有状況又は関係法令についての当局の解釈等の状況によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施し、また実施に時間を要する可能性があります。ただし、他の方法を実施する場合でも、公開買付者のみ又は公開買付者及び非応募残存株主のみが対象者の発行済株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、公開買付者及び非応募残存株主以外を対象者の株主で本公開買付けに応募されなかった株主の皆様に対しては、最終的に金銭のみを交付する方法の採用を予定しており、この場合に、当該対象者の株主の皆様へ交付される金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者普通株式の数に乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。以上の場合における具体的な手續及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

公開買付者は、上記(iii)において、対象者が全部取得条項が付された普通株式を取得する日（以下「本全部取得日」といいます。）を、平成24年5月上旬までの日とすることを対象者に要請し、かつ、平成24年6月に開催される対象者の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）で権利を行使することができる株主を本全部取得日後の株主とするため、公開買付者は、対象者に対し、本臨時株主総会において、対象者定款第14条（定時株主総会の基準日）の規定の削除を要請する予定です。そのため、平成24年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主であっても本定時株主総会において権利を行使できない可能性があります。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

対象者普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設けていないため、本公開買付けの結果次第では、対象者普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの結果、当該基準に該当しない場合でも、上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、本全部取得手続を行うことを予定しておりますので、その場合にも、対象者普通株式は上場廃止になります。なお、対象者普通株式が上場廃止となった場合、対象者普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者と、対象者の創業者であり、かつ公開買付者の代表取締役である堀威夫氏（所有株式数424,402株、所有割合2.99%）、対象者の代表取締役であり、かつ公開買付者の取締役である堀義貴氏（所有株式数57,042株、所有割合0.40%）、及び公開買付者の取締役である堀百合子氏（所有株式数

34,784株。所有割合0.25%)は、それぞれが所有する対象者普通株式の全て(合計516,228株。所有割合3.64%)について、本公開買付けに応募しない旨合意しております。

(7) その他

対象者公表の本日付「配当予想の修正及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」によれば、対象者は、同日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成24年3月期の配当予想を修正し、同期の剰余金の配当(期末配当)を行わないこと、及び同期より株主優待制度を廃止することについて決議したとのことです。

なお、公開買付者としたしましては、対象者のファンの皆様をはじめとした対象者を支援くださる方々こそが、対象者のかけがえのない財産であるとの認識のもと、本全部取得手続が全て終了した際には、元株主の皆様やそれ以外のファンの方のうち、一定の要件を満たされた方を対象として、「特別ファンクラブ」を創設することを検討しております。「特別ファンクラブ」の詳細については、公開買付者の依頼により対象者より公表されている公開買付者の平成23年12月16日付プレスリリース『「ホリプロ・ステージ・メンバーズ」(仮称)検討のお知らせ』をご覧ください。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社ホリプロ	
② 所 在 地	東京都目黒区下目黒1丁目2番5号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 堀 義貴	
④ 事 業 内 容	テレビ番組・演劇等へのタレントの出演、演奏家の派遣 映像制作(テレビ番組・コマーシャルフィルム等)、ウェブサイト構築 音楽原盤の企画制作、音楽著作権の獲得・管理 演劇公演(ミュージカル等)、イベントの運営(ライブ・コンサート・展示会等)	
⑤ 資 本 金	4,583 百万円	
⑥ 設 立 年 月 日	昭和38年1月16日	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成23年9月30日現在)	有限会社青春社	45.3%
	BBH BOSTON - HEARTLAND VALUE FUND, INC. 620018 (常任代理人株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	3.67%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3.37%
	堀 威夫	2.99%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1.86%
	MORGAN STANLEY & CO. LLC (常任代理人モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社)	1.77%
	福田 裕志	1.59%
	日本テレビ放送網株式会社	1.20%
	株式会社テレビ朝日	1.20%
	株式会社フジ・メディア・ホールディングス	1.20%
株式会社テレビ東京	1.20%	

	株式会社TBSテレビ	1.20 %
⑧ 公開買付者と対象者の関係		
資本関係	公開買付者は対象者の議決権の 45.32%に相当する 6,425,148 株を所有しており、当社は対象者の筆頭株主になっております。	
人的関係	対象者の代表取締役である堀義貴氏は、公開買付者の取締役を兼務しております。	
取引関係	公開買付者と対象者並びに対象者の関係者及び関係会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、公開買付者の関係者及び関係会社と対象者並びに対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。	
関連当事者への該当状況	公開買付者は、対象者の議決権の 45.32%に相当する 6,425,148 株を所有しており、対象者は公開買付者の関連会社であるため、関連当事者に該当します。	

(2) 日程等

① 日程

取締役による決定	平成23年12月16日(金曜日)
公開買付開始公告日	平成23年12月19日(月曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://info.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	平成23年12月19日(月曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

平成23年12月19日(月曜日)から平成24年2月6日(月曜日)まで(30営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、1,050円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成23年12月15日付で野村證券から算定書を取得し、参考にいたしました（なお、公開買付者は、野村證券から本公開買付価格の妥当性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。）。野村證券が用いた手法は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法であり、各々の手法により算定された対象者普通株式の1株当たりの価値は、以下のとおりです。

(a) 市場株価平均法：627円～675円

市場株価平均法では、平成23年12月15日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の、直近6ヶ月間の終値平均値、直近3ヶ月間の終値平均値、直近1ヶ月間の終値平均値、直近1週間の終値平均値及び基準日終値（それぞれ、675円、652円、627円、628円、627円。各終値平均値については小数点以下を四捨五入。）を基に、対象者普通株式の1株当たりの価値は、627円～675円と分析しております。

(b) 類似会社比較法：831円～1,215円

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者普通株式の1株当たりの価値は、831円～1,215円と分析しております。

(c) DCF法：1,049円～1,131円

DCF法とは、対象者の事業計画における収益や投資計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析する手法であり、これにより対象者普通株式の1株当たりの価値は、1,049円～1,131円と分析しております。

公開買付者は、野村證券から取得した算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、本公開買付価格を1,050円と決定しました。

なお、本公開買付価格である1株当たり1,050円は、公開買付者による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成23年12月15日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の普通取引終値627円に対して67.5%（小数点以下第二位を四捨五入、以下本項の%の数値において同じ。）、過去1ヶ月間（平成23年11月16日から平成23年12月15日まで）の普通取引終値の単純平均値627円（小数点以下を四捨五入、以下本項の円の数値において同じ。）に対して67.5%、過去3ヶ月間（平成23年9月16日から平成23年12月15日まで）の普通取引終値の単純平均値652円に対して61.0%、過去6ヶ月間（平成23年6月16日から平成23年12月15日まで）の普通取引終値の単純平均値675円に対して55.6%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

② 算定の経緯

（本公開買付価格の決定に至る経緯）

本件対象者プレスリリースによれば、昨今の国内経済の成熟化や人口減少、欧米を中心とした海外経済の減速懸念による円高進行等のマクロ的要因を背景に、対象者を取り巻く業界環境に関しても、

企業の広告宣伝費の削減等により、厳しい経営環境が続いているとのことです。また、近年、放送と通信の融合が急速に加速していくなか、インターネットのユーザー人口の増加及びテレビ視聴率の減少、オンデマンドサービスの拡大など、消費者がコンテンツに接する形態・メディアの多様化が劇的に進行しており、とりわけ主力のタレントマネジメント関連事業において、潜在的な収益機会の逸失とグローバル規模での競争激化に晒される傾向が強くなってきているとのことです。このように経営環境が一層厳しさを増している中、平成23年3月期には、連結売上高209億69百万円、連結経常利益23億38百万円を計上しているとのことですが、平成24年3月期の経営成績（業績予想値）は、連結売上高194億69百万円、連結経常利益15億32百万円と減収・減益見通しになっているとのことです。

本件対象者プレスリリースによれば、これまで対象者においても厳しい経営環境を認識しており、従来からのテレビコマーシャル、映画、音楽、公演、出版等の幅広い各種メディアにおいてタレントマネジメント事業の拡大強化に加え、コンテンツホルダーとして、権利ビジネスを通じた収益機会の拡大にも取り組む等の対応を行ってきているとのことです。

しかしながら、公開買付者は、対象者のコア事業領域における事業環境は、今後、大きく変容していくものと考え、長期的な企業価値の向上のためには、従来のビジネスモデルに留まらず、パラダイムの転換による新たな競争力を備えるための改革と事業の選択と集中の実行が避けて通れない経営課題となるものと考えております。具体的には、今後数年間のうちに(i)新規事業の創設等、(ii)新市場への進出、(iii)基幹事業の見直し、(iv)不採算事業の見直し等の施策が必要と考えております。

さらに、公開買付者は、現在の状況に鑑みれば、株式上場の最大のメリットである市場を通じた資金調達必要性が対象者には無く、すでに幅広い知名度、ブランド、信用力等を有している対象者にとって、上場を維持するメリットは必ずしも大きくない状況にあると考えております。他方、近年、資本市場に対する規制が急速に強化されていることに伴い、上場を維持するために必要なコスト（会計基準の厳格化、J-SOX（金融商品取引法上の内部統制）の導入、IFRS（国際財務報告基準）準拠による開示項目の変更、有価証券報告書等の継続開示にかかる費用等）の増加が見込まれるため、費用対効果の観点より、上場を維持することが対象者にとって必要以上に経営負担となる可能性があると考えております。

以上のとおり、公開買付者は、対象者の次の20年を見据えれば、中長期的な企業価値の向上のためのパラダイムシフトが必要不可欠であると認識しております。主要な取引先であるテレビ局、代理店においてもコンテンツ業界のパラダイムシフトに合わせ、テレビ放送とインターネットやモバイルコンテンツとの連携等による収益機会の極大化を目指しており、対象者においてもこのような変化に迅速に対応し、ナンバーワン・オンリーワンのコンテンツを社会に提供し続けていくことが求められております。そのために、上記(i)乃至(iv)の施策を実行する際、短期的にはコストの増加等により対象者の収益が悪化し、結果として証券市場から評価が得られず、一般の株主の皆様に対して大きなマイナスの影響を及ぼす事態に陥る可能性が相当程度見込まれる一方、対象者が上場会社として足許の収益の獲得にとらわれることとなれば、かえって中長期的な競争力の維持・拡大を実現困難とする可能性があると考えております。

このような状況を踏まえ、公開買付者は、対象者普通株式を非公開化することによって、一般の株主の皆様を経営戦略の抜本的見直しにより生じ得る多大なリスクに晒すことを回避しつつ、投下資本の回収機会を提供することが可能となり、また、上場維持に伴う様々なコストを削減しつつ、対象者の資本を公開買付者中心に再構成し、迅速かつ果敢な経営判断を行うことで、短期的な経営成績の変動に左右されることなく長期安定的な企業価値の維持・向上の機会が得られることから、平成23年9月頃に、MBOを行い、対象者普通株式を非公開化することこそが、対象者及び株主の皆様にとって

最良の方策であるとの結論に至りました。これを受けて、公開買付者は、本取引の実現可能性について検討を開始し、平成 23 年 10 月頃より MBO の実現可能性の精査のための買収監査（デュー・ディリジェンス）を実施し、公開買付者及び対象者から独立したフィナンシャル・アドバイザーとして野村證券を選定した上で、同年 11 月 4 日に MBO に関する「提案書」を対象者に対して提出をいたしました。その後、同年 11 月 24 日には本公開買付けの条件を含む本取引の概要を記載した「意向表明書」を対象者に提出の上、本公開買付けの条件の詳細について対象者と協議してまいりました。具体的には、公開買付者は、平成 23 年 11 月 24 日に、野村證券による対象者の過去の市場株価及び売買高の動向に関する分析、対象者普通株式の市場株価の動向、過去の類似の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例等を総合的に勘案し、対象者に対し、本公開買付け価格を普通株式 1 株当たり 1,000 円とすることを提案いたしました。

その後、対象者との協議・交渉を経て、公開買付者において、野村證券からの株式価値算定の途中経過、対象者の賛同の可否及び本公開買付けの見直し等を総合的に勘案した結果、公開買付者は、当初、対象者に対して提案した本公開買付け価格を見直すことが適切であるとの判断に至り、平成 23 年 12 月 9 日に、改めて、対象者に対し、本公開買付け価格を普通株式 1 株当たり 1,050 円とすることを提案いたしました。

その後、前記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等」のとおり、野村證券から取得した算定書の内容・結果を踏まえつつ、公開買付者の代表取締役である堀威夫氏及び公開買付者と対象者との間の協議・交渉、並びに本取引に伴うメリットと対象者普通株式の上場維持の意義等を総合的に勘案して、公開買付者は、本日、本公開買付けを行うことを決定しました。なお、公開買付者は、本公開買付け実施後に対象者の経営体制を大幅に変更する予定は有しておりません。

(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等)

公開買付者及び対象者は、本公開買付けが MBO のための取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在することを踏まえ、本公開買付けの公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、以下のような措置を実施いたしました。

(イ) 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付けの公正性を担保することを目的として、上記のとおり、本公開買付け価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券から平成 23 年 12 月 15 日に提出された算定書を参考にいたしました。

(ロ) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

本件対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である SMBC 日興証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 23 年 12 月 15 日付で本公開買付けの妥当性を検討するための参考資料として対象者算定書を取得しているとのこと。なお、対象者は SMBC 日興証券から本公開買付けの公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのこと。

SMBC 日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であることを前提に対象者の収益力や事業リスクを評価に反映させることが可能であることから DCF 法、そして対象者普通株式が上場しており、客観的な価値を直接的に把握することが可能であることから市場株価法、さらに上場会社に対象者と類似する会社があるために類似上場会社比較法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、

各々の手法により算定された、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりであるとのことです。

DCF法	918円～1,299円
市場株価法	627円～653円
類似上場会社比較法	882円～888円

DCF法では、対象者から提供を受けた事業計画（注）、対象者へのマネジメント・インタビュー及び直近までの業績の動向等に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しているとのことです。

（注）DCF法に基づく株式価値算定の基礎とされた事業計画等において、大幅な増減益は見込まれておりません。

市場株価法では、平成23年12月14日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の基準日終値、直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の各期間における単純平均株価（終値）（それぞれ、629円、627円、653円、676円（各単純平均株価（終値）については小数点以下四捨五入））、株式の流動性及び開示状況等を総合的に分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しているとのことです。

類似上場会社比較法では、類似会社を選定し、類似会社に係る一定の株価等に対する財務数値の倍率を、対象者の財務数値に適用して株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しているとのことです。

（ハ）独立委員会の設置

本件対象者プレスリリースによれば、対象者は、意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確立して、対象者の少数株主の皆様の利益を保護することを目的として、公開買付者及び対象者から独立性を有する今村誠氏（弁護士）を委員長、並びに伊藤眞氏（国土舘大学会計学教授）及び尾野博巳氏（対象者社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員として指定・届出されている。）を委員とする独立委員会を設置し、本独立委員会に対し、(a)本取引の目的の妥当性、(b)本取引の手続の適法性・公正性、(c)本公開買付価格を含む本公開買付けの買付条件の妥当性及び(d)本公開買付けに対する対象者取締役会の意見表明（本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することについての意見表明を含みます。）の妥当性に関する意見を対象者取締役会に対して提出することを委嘱したとのことです。

本件対象者プレスリリースによれば、本独立委員会は、平成23年11月17日から平成23年12月15日に至るまで全7回にわたって開催され、いずれの委員も交代することなく本検討事項についての検討及び審議を慎重に行ったとのことです。

本件対象者プレスリリースによれば、本独立委員会は、対象者に対して、対象者の株価に対する考え方、本公開買付けに係る対象者と公開買付者との交渉の経緯やその状況、対象者の経営戦略見直しの必要性と実現可能性その他関連する事項についての対象者の認識、意見及びその根拠等について、資料及び情報の提供や説明を求めるとともに、SMBC日興証券より取得した対象者算定書を検討し、SMBC日興証券との間で質疑応答を行った上で、本公開買付価格その他の買付条件や本取引その他の取引形態について検討を行ったとのことです。

本独立委員会は、かかる検討と並行して、公開買付者との間で質問回答のやり取りを行い、本公開買付けを含む本取引の目的、公開買付者による対象者株式価値の算定方法、本公開買付価格の公正性に関する公開買付者の考え方等の本公開買付け及び公開買付者に関する事項、本公開買付け後における対象者の経営方針その他関連する事項についての公開買付者の認識、意見及びその根拠等について、資料及び情報の提供や説明を求めたとのことです。

本件対象者プレスリリースによれば、本独立委員会は、これらを踏まえ、対象者株主利益の確保及び本公開買付けに係る買付条件の公正性の確保等の観点から検討を進め、対象者取締役会から独立した委員会としての意見及び理由を取り纏め、本検討事項につき慎重に検討した結果として、平成23年12月15日付で、(a)対象者を取り巻く経営環境等からすれば、本取引の目的には、必要性及び合理性が認められ、かつ、一般株主の犠牲の下に対象者の経営陣等が不当な利益を得る目的その他の不当な目的があるとは認められないことから、本取引の目的は妥当である旨、(b)本取引の手続は、関係法令に準拠するものであり、かつ、株主に対して適切な判断の機会を確保した上で、更に透明性・合理性確保のための配慮がなされていることから、適法かつ公正である旨、(c)本公開買付価格は、公開買付者と対象者との真摯な交渉を経て決定されたもので、これがMBOにおける利益相反状況に起因して不当に低く設定されたことをうかがわせる事実は見当たらず、かつ、客観的な株式価値に適正な水準のプレミアムが付加されたものといえ、妥当であると評価でき、その他の買付条件についても不当な点は見当たらないことから、本公開買付けの買付条件（本公開買付価格を含みます。）は妥当である旨、及び(d)上記(a)乃至(c)からすれば、本公開買付けに対して対象者取締役会が賛同意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨する意見を表明する旨の決議をすることは妥当である旨の意見を行うことを、委員全員の一致で決議の上、対象者取締役会に対し、かかる意見と理由を記載した答申書を提出したとのことです。

(二) 独立した法律事務所からの助言

本件対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る審議に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定の適法性、公正性及び適正性を担保するために、公開買付者及び対象者から独立したリーガルアドバイザーである日比谷パーク法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのことです。

(ホ) 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

本件対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者から本取引の提案を受け、SMB C日興証券より取得した対象者算定書、本独立委員会からの答申書、日比谷パーク法律事務所から得た法的助言その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、本取引は、(i)対象者の株主の皆様に対しては、経営戦略の抜本的な見直しにより生じ得る過大な負担を回避するための選択肢として、投下資本の回収機会を提供することを可能としつつ、(ii)対象者にとっては、長期的視点に立脚した経営を行うことで、短期的な業績に過度に左右されることなく長期安定的でかつ安定した株主構成の下での機動的な経営が可能となるとともに、株式の非公開化により上場コストの削減を可能とするもので、本公開買付けが対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本日開催の取締役会において、対象者の創業者であり、かつ公開買付者の代表取締役である堀威夫氏（所有株式数：11,829株。公開買付者の発行済株式総数（14,513株）に対する割合81.51%）及び堀威夫氏の配偶者であり、かつ公開買付者の取締役である堀百合子氏（所有株式数：2,640株。公開買付者の発行済株式総数に対する割合18.19%）の次男であり、公開買付者の取締役かつ対象者の代表取締役であって、本公開買付けを含む本取引について対象者との間で利益が相反すると認められる堀義貴氏（所有株式数：22株。公開買付者の発行済株式総数に対する割合0.15%）を除く全取締役が出席し、出席した取締役の全員一致で、本公開買付けについて賛同するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。また、堀義貴氏は対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。

また、上記取締役会には、社外監査役2名を含む対象者監査役全員が出席し、いずれも対象者の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(へ) 価格の適正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。このように、公開買付者は、公開買付期間を比較的長期に設定していることから、対象者の株主の皆様において、本公開買付けに対する応募について適切な判断の時間と機会を確保することを可能にするとともに、公開買付者以外の方が対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって、本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。また、公開買付者と対象者とは、公開買付者以外の者による買付け等の機会が不当に制限されないことがないよう、対象者が公開買付者の対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、それら対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を一切行っておりません。

(ト) マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の下限(3,617,811株)以上の応募があることをその成立の条件としております。この買付予定数の下限(3,617,811株)は、対象者が提出した第61期第2四半期報告書(平成23年11月14日付提出)に記載された平成23年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(14,182,800株)から、①対象者が平成23年10月28日に公表した平成24年3月期第2四半期決算短信に記載された平成23年9月30日現在の対象者の自己株式数(5,804株)、②応募対象外株式数(516,228株)及び③公開買付者が所有する本日現在の対象者の株式数(6,425,148株)を控除した株式数(7,235,620株)の過半数(3,617,811株、所有割合25.52%)。これは、公開買付者の非利害関係者が所有する対象者普通株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(majority of minority)」に相当する対象者普通株式の数に当たります。)を基礎として設定したものです。このように、公開買付者は、対象者の少数株主の皆様を重視して、公開買付者が所有する対象者普通株式、対象者の自己株式及び応募対象外株式以外の対象者普通株式の過半数を超える応募がない場合には、本公開買付けを行わないこととしております。

③ 算定機関との関係

公開買付者のフィナンシャル・アドバイザー(算定機関)である野村證券は、公開買付者の関連当事者には該当せず、その他本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
7,235,620株	3,617,811株	一株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,617,811株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。買付予定数の下限は、対象者が提出した第61期第2四半期報告書(平成23年11月14日付提出)に記載された平成23年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(14,182,800株)から、①対象者が平成23年10月28日に公表した平成24年3月期第2四半期決算短信に記載された平成23年9月30日現在の対象者の自己株式数(5,804株)、②応募対象外株式数(516,228株)及び③公開買付者が所有する本日現在の対象者普通株式の数(6,425,148株)を控除した株式数(7,235,620株)の過半数(3,617,811株、所有割合25.52%)。これは、公開買付者の非利害関係者が所有する対象者普通株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(majority of minority)」に相当する対象者普通株式の数に当たります。)を基礎として設定したものです。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数(7,235,620株)に記載しております。当該最大数は、対象者が平成23年11月14日に提出した第61期第2四半期報告書に記載された平成23

年9月30日現在の発行済株式総数(14,182,800株)から本日現在公開買付者が所有する対象者普通株式の数(6,425,148株)、対象者が平成23年10月28日に公表した平成24年3月期第2四半期決算短信に記載された平成23年9月30日現在の対象者の所有する自己株式数(5,804株)、及び応募対象外株式数(516,228株)を控除した株式数(7,235,620株)になります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	64,251 個	(買付け等前における株券等所有割合 45.32%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	5,161 個	(買付け等前における株券等所有割合 3.64%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	72,356 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主の議決権の数	141,619 個	

(注1)「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数(7,235,620株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2)「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成23年11月14日に提出した第61期第2四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記第61期第2四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の発行済株式総数(14,182,800株)から、対象者が平成23年10月28日に公表した平成24年3月期第2四半期決算短信に記載された平成23年9月30日現在の対象者の自己株式数(5,804株)を控除した株式数(14,176,996株)に係る議決権の数141,769個を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注4)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者のうち、法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除いた者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しています。なお、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、非応募株主が所有する株券等に係る議決権の数の合計となっております。

(7) 買付代金 7,597,401 千円

(注) 買付代金は、本公開買付けの買付予定数(7,235,620株)に本公開買付け価格(1,050円)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

- ② 決済の開始日

平成24年2月13日(月曜日)

- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります)。

④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買い付けないこととなった場合には、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください）。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,617,811 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,617,811 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びブないしソ、第 3 号イないしチ及びヌ、並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

また、本公開買付けにおいて、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に至る事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付け期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付け期間末日の 15 時 30 分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に公開買付け応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付け期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付け期間末日の 15 時 30 分までに解除手続きを行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください（公開買付けに応募した際に公開買付け代理人より受付票が交付されていた場合は、当該受付票

を解除書面に添付してください。)。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到着することを条件とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

平成23年12月19日（月曜日）

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」、「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」及び「(5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

本件対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者から本取引の提案を受け、SMB C日興証券より取得した対象者算定書、本独立委員会からの答申書、日比谷パーク法律事務所から得た法的助言その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、本取引は、(i)対象者の株主の皆様に対しては、経営戦略の抜本的な見直しにより生じ得る過大な負担を回避するための選択肢として、投下資本の回収機会を提供することを可能としつつ、(ii)対象者にとっては、長期的視点に立脚した経営を行うことで、短期的な業績に過度に左右されることなく長期安定的かつ安定した株主構成の下での機動的な経営が可能となるとともに、株式の非公開化により上場コストの削減を可能とするもので、本公開買付けが対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開

買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本日開催の対象者の取締役会において、堀義貴氏を除く全取締役が出席し、出席した全取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。なお、堀義貴氏は、対象者の創業者であり、かつ公開買付者の代表取締役である堀威夫氏（所有株式数：11,829株、公開買付者の発行済株式総数（14,513株）に対する割合81.51%）及び堀威夫氏の配偶者であり、かつ公開買付者の取締役である堀百合子氏（所有株式数：2,640株、公開買付者の発行済株式総数に対する割合18.19%）の次男であり、公開買付者の株式を22株所有しており（公開買付者の発行済株式総数に対する割合0.15%）、公開買付者の取締役かつ対象者の代表取締役であることから、本公開買付けに関し、対象者と利益が相反するおそれがあるため、上記取締役会を含め、本取引に関する対象者における議論及び公開買付者との協議、交渉に一切参加していないとのことです。また、上記取締役会には社外監査役2名を含めた対象者監査役全員が出席し、いずれも対象者の取締役会が上記決議を行うことに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

② 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者と、対象者の代表取締役であり、かつ公開買付者の取締役である堀義貴氏（所有する対象者普通株式の数57,042株、所有割合0.40%）は、同氏が所有する対象者普通株式の全てについて、本公開買付けに応募しない旨合意しております。

③ 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

④ 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等

「1. 買付け等の目的等」の「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 配当予想の修正及び株主優待制度の廃止

対象者の本日付プレスリリース「配当予想の修正及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」によれば、対象者は、同日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成24年3月期の配当予想を修正し、同期の剰余金の配当（期末配当）を行わないこと、及び同期より株主優待制度を廃止することについて決議したとのことです。

② 特別ファンクラブ創設の検討

公開買付者としたしましては、対象者のファンの皆様をはじめとした対象者を支援くださる方々こそが、対象者のかけがえのない財産であるとの認識のもと、本全部取得手続が全て終了した際には、元株主の皆様やそれ以外のファンの方のうち、一定の要件を満たされた方を対象として、「特別ファンクラブ」を創設することを検討しております。「特別ファンクラブ」の詳細については、公開買付者の依頼により対象者より公表されている公開買付者の平成23年12月16日付プレスリリース『「ホリプロ・ステージ・メンバーズ」(仮称) 検討のお知らせ』をご覧ください。

以上